

補助金の申請締切日、補助要件、申請に必要な書類等については、補助事業によって詳細が異なります。

東京都における福祉サービス第三者評価の受審に関する補助制度について(平成23年度)

サービス種別	受審に関する補助制度			～補助金請求窓口～ ～お問い合わせ先～
	支援内容	補助形態	補助金額	
【高齢】指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	「特別養護老人ホーム経営支援事業」に基づき東京都が補助金を交付します <条件> サービス推進費と同じ	事業者 ↑ 都	60万円 (定額)	東京都福祉保健局 高齢社会対策部 施設支援課 (03-5320-
【高齢】軽費老人ホーム(A型・B型)、養護老人ホーム 【障害】障害者支援施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、 身体障害者入所授産施設、知的障害者入所更生施設、知的障害児通園施設、 知的障害児施設、重症心身障害児施設、肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設、ろうあ児施設、第二種自閉症児施設 【子ども家庭】認可保育所(※1)、母子生活支援施設、児童養護施設、乳児院、 婦人保護施設 【生活】救護施設、更生施設、宿所提供施設	「サービス推進費」で東京都が努力・実績加算として補助金を交付します <条件> 以下の取組をすべて行うこと ・第三者評価を実施し、結果を利用者等に公表 ・「サービス改善計画」を作成し利用者等に公表 ・改善計画に沿って利用者サービス向上のための取組を実施 ・その取組状況を「サービス改善実施状況」として作成、利用者等に公表	事業者 ↑ 都	60万円 (定額) (※2)	
【障害】精神障害者生活訓練施設、精神障害者通所授産施設	「精神障害者社会復帰施設運営費等補助金」において、東京都が補助します	事業者 ↑ 都	実費 (60万円上限)	東京都福祉保健局 各運営主管課
【障害】重症心身障害児(者)通所施設	東京都からの「事業委託料」に受審費相当額が算入されています	事業者 ↑ 都	実費 (70万円上限)	
【障害】生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、多機能型事業所(※3) (障害者支援施設で実施するものを除く) 身体障害者通所授産施設、知的障害者通所授産施設、知的障害者通所更生施設	区市町村が受審経費に対して補助金を交付します (東京都は区市町村に補助をします)	事業者 ↑ 区市	実費 (60万円上限) (※4)	区市町村
その他、他の事業において受審費補助対象となっていないもの 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム) 小規模多機能型居宅介護、認証保育所A型・B型 訪問介護、通所介護、居宅介護 など		区市町村 ↑ 都	区市町村 ごと	

※1 平成12年度以降に「区市町村、社会福祉法人、日本赤十字社及び公益法人」以外の者が設置・運営する認可保育所には「区市町村」が補助金を交付しますので、事業所所在地の区市町村にお尋ねください。

※2 障害者(児)施設の一部(コミュニケーション困難施設)に対する補助額は、70万円としています。

※3 社会福祉法人、特定非営利活動法人、財団法人、社団法人、医療法人、学校法人及び宗教法人が設置・運営する事業所に限ります。

※4 都から区市町村への補助金額です。区市町村から事業者へ交付される額は、区市町村の定めるところによります。

★ 公立の施設・事業所については、「指定管理協定」や「事業委託契約書」等の規定によりますので、所管の部署にご確認ください。